

医療的ケア児 ガイドブック

—お家に帰ったら—



厚木市マスコットキャラクター

あゆみ回ちゃん

厚木市 障がい福祉課

このガイドブックについて

日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要なお子さん（医療的ケア児）に関する保健や福祉のサービスのほか、各種手当や医療費の補助等について紹介しています。

医療的ケア児とご家族、また、支援者の皆様の参考資料としてご活用ください。

目次

事例	1
保健、地域療育	3
教育・保育	4
兄弟児のサポート	6
手帳	7
医療	8
手当	9
児童福祉法に基づく障害児支援	10
障害者自立支援制度	12
補装具・日常生活用具等	13
在宅援護、交通	14
災害対策	15
相談	16

事例～Aさんの場合～

Aさんは、生まれる時に低酸素脳症となり、手足に麻痺が残りました。また、逆流性食道炎と口頭軟化症のため、1歳の時に胃ろうを造設し、2歳の時に気管切開をしました。口から食物を摂取することができないので、食事は胃ろうにより摂っています。気管切開もしているので吸引器による痰の除去も1日に何回も必要です。

1歳4か月の時に身体障害者手帳(1)を、2歳5か月の時に療育手帳(2)をそれぞれ取得し、その後、児童相談所(3)で重症心身障害児の認定を受けました。

お父さんは仕事のため、Aさんのお世話は、お母さんが主に行っています。夜にも痰の吸引があるので、日中少しでもお母さんが休んだり、家事などができたりするように、週に3回、1回90分ずつ訪問看護事業所(4)の看護師さんに来てもらうことにしました。また、市の障がい福祉課(5)に相談し、定期的に訪問看護の利用時間を延長して(6)、お母さんに用事があるときなどにも利用をしています。

Aさんが2歳の時、妹が生まれました。お母さんが入院している間、Aさんは病院でお泊りをしました(7)。

3歳になり、体がだいぶ大きくなってきたAさんをお母さんが一人でお風呂に入れるのは大変になってきました。そこで、障がい者相談支援センター(8)に相談し、入浴サービス(9)を行う事業所に週3回来てもらうことにしました。

お母さんは、Aさんに他のお友達と遊ぶことを経験させてあげたいと考え、児童発達支援(10)を利用することにしました。はじめはお母さんとずっと一緒に過ごしていましたが、看護師さんがいるところだったので痰の吸引や食事の対応もお願いすることができ、数時間ではありますが、Aさんだけで過ごすこともできるようになりました。

6歳になったAさんは、特別支援学校(11)の小学部に入学しました。学校には看護師さんがいるので安心です。小学校までの往復は、主にお母さんが送迎していますが、放課後は、放課後等デイサービス(12)事業所の車が学校までお迎えに来て、しばらく事業所で過ごしてから帰宅する日もあります。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| (1) 身体障害者手帳 | 7 ページ参照 |
| (2) 療育手帳 | 7 ページ参照 |
| (3) 神奈川県厚木児童相談所 | 16ページ参照 |
| (4) 訪問看護事業 | 退院後すぐに利用できるように、入院中に病院で相談しましょう。 |
| (5) 障がい福祉課 | 16ページ参照 |
| (6) 重度障害者訪問看護支援事業 | 14ページ参照 |
| (7) 重度障害児メディカルショートステイ事業 | 14ページ参照 |
| (8) 障がい者相談支援センター | 17ページ参照 |
| (9) 訪問入浴サービス事業 | 12ページ参照 |
| (10) 児童発達支援 | 10ページ参照 |
| (11) 特別支援学校 | 5 ページ参照 |
| (12) 放課後等デイサービス | 10ページ参照 |

事例～Bさんの場合～

Bさんは、二分脊椎症・水頭症です。装具を着けての歩行ができますが、自身で排尿ができず、時間ごとの導尿が必要です。導尿をしないと将来腎臓の機能が失われてしまうため、導尿はとても大切です。

Bさんの両親は共働きで、お父さんが育児休業を取得し、主にお父さんがBさんの日中のお世話を行っています。Bさんの体調が安定してからは、時々、二人でまめの木の親子サロン(1)に出かけて、Bさんが同年代のお友達と遊んだり、お父さんが心配ごとの相談に乗ってもらったりしています。

お父さんは職場に復帰するにあたり、Bさんが通う保育所(2)を探すことにしました。Bさんが2歳になった頃に市の保育課に相談をし、手続きについて詳しく案内してもらいました。そして、Bさんのかかりつけ医に集団生活のための相談をしたり、数か所の保育所を見学したり、準備を進めて、保育所の申込をしました。

満3歳の4月から保育所に入所したBさんは、一日2回、保育所への訪問看護(3)で導尿の処置を受けながら、日中を保育所で過ごしています。お父さんは職場へ復帰しました。保育所への送迎は、お父さんとお母さんで分担して行っています。

Bさんが6歳になる年に、お父さんとお母さんは、市の教育指導課へ就学相談(4)をしました。調整の結果、Bさんの通う予定の小学校には看護師が配置されることになりました(5)。

小学校に入学したBさんは、一日2回、学校内で導尿の処置を受けながら、地域の小学校に通っています。

体調が悪くなって学校に通えないときは、一人1台整備されている端末(6)により、自宅や病院からオンラインで授業に参加したり担任の先生からクラスの様子を聞いたりしています。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 親子サロン | 3 ページ参照 |
| (2) 保育所 | 4 ページ参照 |
| (3) 学校等訪問看護支援事業 | 4 ページ参照 |
| (4) 就学相談・就学指導 | 4 ページ参照 |
| (5) 特別支援教育推進事業 | 5 ページ参照 |
| (6) G I G A スクール端末整備 | 5 ページ参照 |



保健、地域療育

マイサポートブック

障がい福祉課 ☎225-2225

こども家庭センター ☎225-2252

お子さんの成長を記録し、支援をつないでいくためのファイルです。
生まれてからの成長の記録、支援や教育の記録をファイルして、一本の大きな木のように一貫性のある方針のもとでかかわっていくことができます。

市ホームページからダウンロード可能です。



乳幼児健康診査

こども家庭センター ☎225-2597

受診に際して御心配なことがありましたら、こども家庭センターに御連絡ください。

・ 4 か月児健康診査

生後4か月以上5か月未満のお子さんを対象とした
医療機関における健康診査です。



4か月、8～9か月児健康診査

・ 8～9 か月児健康診査

生後8か月以上10か月未満のお子さんを対象とした
医療機関における健康診査です。



1歳6か月児健康診査

・ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月のお子さんを対象とした
保健福祉センターにおける集団健診です。



・ 2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児のお子さんを対象とした
医療機関における歯科健康診査です。

2歳6か月児歯科健康診査

・ 3歳6か月児健康診査（集団健診）

3歳6か月のお子さんを対象とした
保健福祉センターにおける集団健診です。



3歳6か月児健康診査

療育相談センターまめの木 親子サロン

こども家庭センター ☎225-2252

遊びを通じた経験の場と、気軽な相談場所として親子サロンを設置しています。予約は不要です。

対象 市内在住の未就学児とその保護者

教育・保育

保育所

保育課 ☎225-2231

医療的ケア児の受け入れについてガイドラインを整備し、保育所及び関係機関との調整を行い、入所までの手続きを支援します。

就学相談・就学指導

教育指導課 ☎225-2660

保護者の申し出を受けて医師・学識経験者・児童相談所および小学校長・中学校長等の関係者を委員とする教育支援委員会に諮り、児童・生徒の障がいの状況により、小学校・中学校の通常の学級・特別支援学級および特別支援学校への就学相談(指導)を行います。

※ 厚木市内の特別支援学級の設置状況は直接担当課にお問い合わせください。

学校等訪問看護支援事業

【小・中学校】教育指導課 ☎ 225-2660

【保育所】保育課 ☎ 225-2231

【幼稚園】こども育成課 ☎ 225-2262

日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校や保育所、幼稚園に通えるよう、訪問看護事業者から看護師を派遣します。

※制度の利用には、事前相談が必要です。

保育所は原則として4月入所となるため、相談後に1次入所申込みが必要です。

対象

次の要件を満たす市内在住の児童・生徒

- ① 市立小・中学校、認可保育所(3歳児クラス以上)、幼稚園(3歳児クラス以上)に通う方
- ② 経管栄養、導尿など短時間で定時の処置が必要な医療的ケアが必要な方

特別支援教育推進事業

教育指導課 ☎225-2660

市立小・中学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し看護師資格を持つ介助員を配置します。

G I G Aスクール端末整備

教育研究所 ☎225-2682

児童生徒一人1台端末の整備により、自宅や入院先等からでも、希望する場合は、学校と調整の上、オンラインで授業を受けられる体制となっています。

特別支援学級

教育指導課 ☎225-2660

市立各小学校・中学校において、少人数の学級編成のもと、個に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童・生徒の教育的ニーズに合った教育をする学級です。

特別支援学校(県立)

教育指導課 ☎225-2660

児童・生徒それぞれの障がいの状況に応じた教育を行う神奈川県立の学校です。特別支援学校の小学部・中学部への入学・転学を希望する場合は、市の就学相談が必要となります。学校の詳細は、直接各特別支援学校にお問い合わせください。



兄弟児のサポート

一時預かり

保育課 ☎225-2231

認可保育園等・幼稚園等に在籍していない未就学児童を対象として、保護者の病気や出産、リフレッシュなど一時的に子供を保育できない場合に一部の施設が利用できます。保育料は有料です。

ファミリー・サポート・センター

こども家庭センター ☎225-2933

子育て家庭を対象に育児の援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、お互いに子育てを助け合う活動です。



手帳

さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

身体障害者手帳

障がい福祉課 ☎225-2221

身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方

療育手帳

障がい福祉課 ☎225-2221

児童相談所または総合療育相談センターが知的障がいの判定を行うことにより、さまざまなサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

対象

児童相談所または総合療育相談センターで知的障がいと判定された方

精神障害者保健福祉手帳

障がい福祉課 ☎ 225-2247

一定の精神障がいの状態にある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。有効期間は2年間です。

対象

精神障がいのために日常生活または社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6か月以上経過しており、かつ、その症状等が持続しているか、精神障がいを支給事由とする障害年金または特別障害給付金を受給していることが必要です。

医療

年齢や疾病の種類等により医療援護の制度が異なりますが、医療機関で保険による診療を受けた場合の医療費が給付または助成される次の制度があります。

小児慢性特定疾病医療費助成

神奈川県厚木保健福祉事務所保健福祉課 ☎224-1111(代)

指定医療機関で対象疾病に係る医療を受けた場合に医療費の自己負担の一部を助成する制度です。医療保険上の世帯の市町村民税の所得割額に応じて自己負担上限月額が定められています。

自立支援医療（育成医療）

障がい福祉課 ☎225-2254

指定医療機関に入院（通院）した身体に障がいのある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療を給付します。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります（事前相談必要）。

心身障害者医療費助成事業

障がい福祉課 ☎225-2154

健康保険適用医療費の自己負担額を助成します。ただし、高額療養費、食事療養費等、健康保険組合等から附加給付される額および他の公費負担医療額は除きます。

手当

障がいの等級により各種の手当が支給される制度です。

厚木市心身障害者福祉手当

障がい福祉課 ☎225-2221

毎年4月1日の時点で市内に住民登録があり、かつ居住している障がい児・者の方に支給されます。

手当は7月下旬に支給します。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ・施設に入所している方(障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホーム)
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当を受給している方
- ・他の市区町村の支給決定により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けている方
- ・個人住民税が課税されている方

障害児福祉手当

障がい福祉課 ☎225-2221

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、障害児入所施設、児童養護施設等に入所中の方及び児童相談所措置による入院中の方は支給されません。

神奈川県在宅重度障害者等手当

障がい福祉課 ☎225-2221

毎年8月1日の時点で県内に継続して6か月以上居住している次の要件を満たす在宅の重度重複障がい者等に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、障害者支援施設、障害児入所施設、児童養護施設等、介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等、または病院、診療所等に継続して3か月を超えて入所あるいは入院している場合は支給されません。

特別児童扶養手当

子育て給付課 ☎225-2241

精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または母もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。



児童福祉法に基づく障害児支援

児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスです。

サービスを利用するためには、市に申請し、支給決定を受けます。

児童発達支援

障がい福祉課 ☎225-2254

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

居宅訪問型児童発達支援

障がい福祉課 ☎225-2254

重度の障がいや感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある障がい児に対し、訪問先において発達支援を行います。

放課後等デイサービス

障がい福祉課 ☎225-2254

通学中の障がい児が、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

障がい福祉課 ☎225-2254

保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

障害児相談支援

障がい福祉課 ☎225-2254

障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

障害児入所支援

厚木児童相談所 ☎240-6430

施設において、保護、日常生活の指導等を行います。

児童発達支援センターひよこ園

児童発達支援センターひよこ園 ☎225-2245

重症心身障害児や医療的ケアの必要な児童なども、可能な限り受け入れられるよう、看護師等を配置し、安心して通園できる環境を整えています。



障害者自立支援制度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービスです。サービスを利用するためには、市に申請し、支給決定を受けます。

障害福祉サービス

居宅介護

障がい福祉課 ☎225-2254

障がい者の自宅で、入浴、排せつおよび食事の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに通院に伴う介助等を行います。

短期入所（ショートステイ）

障がい福祉課 ☎225-2254

自宅で障がい者の介護を行う方の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、一時的に施設等に入所をさせ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な支援を行います。

地域生活支援事業

利用するためには、市に申請し、利用の承認を受けます。

移動支援事業

障がい福祉課 ☎225-2254

屋外の移動に困難がある障がい者等について、自立生活および社会参加に伴う外出のための支援を行います。

日中一時支援事業

障がい福祉課 ☎225-2254

障がい者の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

訪問入浴サービス事業

障がい福祉課 ☎225-2254

重度身体障がい者等の身体の清潔の保持または心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。

補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を給付または日常生活用具を給付するものです。世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。事前の申請が必要です。

補装具・日常生活用具の給付

障がい福祉課 ☎225-2254

人工呼吸器用自家発電機、人工呼吸器用外部バッテリー、車椅子、入浴用の椅子、たん吸引器などを購入する場合は、購入の助成を受けられることがあります。詳細は窓口でお問い合わせください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

障がい福祉課 ☎225-2254

小児慢性特定疾患医療給付制度に該当した方で、身体障害者手帳等他の制度での日常生活用具の給付が対象とならない方が受けられます。

特殊寝台や車椅子、たん吸引器など、特定の品目に対して、世帯の所得に応じた自己負担がありますが、購入費用の助成を受けることができます。



在宅援護、交通

重度障害児メディカルショートステイ事業

障がい福祉課 ☎225-2254

居宅において常時医学的管理が必要な重症心身障がい児等が、家族などの介護者による在宅での療養が一時的に困難になった場合、医療機関に入院を行う制度です。
県と市それぞれの詳細については、市障がい福祉課にお問い合わせください。

対象

神奈川県：常時医学的管理を要する県内在住の重症心身障がい児又は高度な医療的ケアを必要とする児で、医療型短期入所が利用できない方

厚木市：市内在住の15歳以下の方で、児童相談所より、重症心身障がい児の認定を受けている方

重度障害者訪問看護支援事業

障がい福祉課 ☎225-2254

在宅の重症心身障がい児(者)の方が訪問看護を利用したときに、利用時間を延長して、訪問看護師が家族に代わり医療的ケアおよび療養上の行為を行います。

対象

在宅で生活していて、児童相談所等より重症心身障がい児(者)の認定を受けている、訪問看護利用中の方

福祉タクシー利用券

障がい福祉課 ☎225-2221

厚木市と「厚木市福祉タクシー利用協定」を結んでいる事業所でのみ利用できる、1枚400円の福祉タクシー利用券1か月当たり6枚を申請月から3月分まで交付します。ただし、9月以降の申請は、8か月分(48枚)の交付となります。

対象

市内に住所があり、居住している以下の方

- ・ 身体障害者手帳1・2級の方(視覚障がい、じん臓機能障がいの方は3級まで対象)
- ・ 知能指数35以下の方
- ・ 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 障害福祉サービス受給者証の障害種別5(難病)で障害支援区分のある方

災害対策

避難行動要支援者避難支援計画

介護福祉課 ☎225-2391

市が、災害対策基本法に基づき、災害時等に避難支援が必要となる方の名簿を作成し、名簿の対象となった御本人に個人情報避難支援等関係者に提供することについて同意・不同意の意思確認をします。

同意が得られた方の名簿は、避難支援等関係者に平常時から事前提供し、災害時のほか、平常時の日頃の見守り活動等に活用します。

対象

- ・ 要介護認定（３～５）を受けている方
- ・ 下肢又は体幹機能障がい（１級・２級）の方
- ・ 視覚障がい（１級・２級）の方
- ・ 療育手帳（Ａ１・Ａ２）をお持ちの方で１８歳以上６５歳未満の健常者が同居していない方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（１級）をお持ちの方で１８歳以上６５歳未満の健常者が同居していない方
- ・ 小児慢性特定疾病医療（重度認定）を受給している方

防災対策チェックリスト

障がい福祉課 ☎225-2225

「自らの安全は自ら守る！」という「自助」の意識を持ってもらうことを目的に、障がい当事者のためのリストです。

避難に関する情報や事前準備の状況を確認しつつ、作成することで、当事者、さらには支援者の防災意識を高めることができます。

ご自分で作成できる方はご自身で、難しい方は支援者と一緒に作成してください。



相談

こども家庭センター

こども家庭センター ☎225-2597

お子さんやご自宅の状況に合わせた情報提供や環境調整など、在宅で生活していくために必要なことを、保護者の方と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

療育相談センターまめの木

こども家庭センター ☎225-2252

お子さんの発達に関して気になることや、心配なことについて、お気軽にご相談ください。



児童発達支援センターひよこ園

児童発達支援センターひよこ園 ☎225-2245

お子さんの心身の状況や生活のご希望に合わせた支援サービス、事業所選びの情報提供とお手伝いをしていきます。



障がい福祉課

障がい福祉課 ☎225-2254

障害者手帳の交付や手当の支給、福祉サービスの支給決定等を行っています。お住まいの地域ごとに担当ケースワーカーがおりますので、お気軽にご相談ください。

神奈川県厚木児童相談所

厚木児童相談所 ☎240-6430

児童の心身の発達、障がいについての相談・判定などを行います。

神奈川県厚木保健福祉事務所

厚木保健福祉事務所 ☎224-1111(代)

専門的な保健相談や指定難病・小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請・相談の窓口になっています。

かながわ医療的ケア児支援センター 地域相談窓口（県央）

地域相談窓口（県央） ☎070-3197-8165

医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族や支援者の方からの相談に対応し、関係機関と連携して、必要な支援につなげ、必要に応じてその後のフォローアップも行います。

各地域相談窓口にて、専門資格のある医療的ケア児コーディネーターが対応します。相談者の個人情報、ご本人の同意がない限り、支援に必要な関係機関以外には提供しませんのでご安心してご相談ください。

あつぎ健康相談ダイヤル24

あつぎ健康相談ダイヤル24 ☎0120-31-4156

健康、医療、育児などの相談ができます。また、医療機関情報の提供を行います。

厚愛地区地域包括ケア連携センター

厚愛地区地域包括ケア連携センター ☎090-4624-9965

在宅医療に関する相談窓口。医療全般の相談を受けており、必要に応じて地域の医療・介護・福祉等専門職と連携を図り対応します。



厚木歯科医師会在宅歯科地域連携室

厚木歯科医師会 ☎221-8733

在宅歯科医療に関する相談窓口。診療や口腔ケアのことなど歯科医療全般の相談を受けており、必要に応じて地域の医療・介護・福祉等専門職と連携を図り対応します。

障がい者相談支援センター

障がい福祉課 ☎225-2225

障がいに関することや障がいのある方の相談先が市内に8箇所あります。日常生活のお困りごとなど、お一人で抱え込まず、お住まいの地域のセンターにご相談ください。

なお、前述の8箇所のセンターとは別に、厚木市障がい者基幹相談支援センターがあり、各種専門資格を有する相談員を配置し、地域の体制づくりや地域のセンターに対する支援などを行います。





医療的ケア児ガイドブックーお家に帰ったらー
令和7（2025）年2月

発行 厚木市

編集 市民福祉部 障がい福祉課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

TEL 046（225）2225

URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>